

令和3年度

(2021年度)

事業計画書

社会福祉法人 大津町社会福祉協議会

<p>はじめに (社会福祉協議会の根拠法) (社会福祉の状況) (本会の概況) (本会の予算状況) (事業推進における留意点) (職員研修)</p> <p>運営方針</p> <p>事業実施計画</p> <p>I 基本方針</p> <p>II 重点目標 <u>社会福祉を目的とする事業の企画及び実施</u> (1) 地域福祉関係 <u>社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</u> (1) 受託事業関係 (2) 介護保険事業関係 (3) 障害者自立支援事業関係 (4) 事務局関係</p>	<p>III 事業内容 <u>社会福祉を目的とする事業の企画及び実施</u> (1) 地域福祉活動の推進 (2) 心身障害者福祉の推進 (3) ひとり親（母子・父子等）家庭福祉の推進 (4) 老人福祉の推進 (5) 児童青少年福祉の推進 (6) 低所得者福祉の推進 <u>社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助</u> (1) ボランティア活動の推進 <u>社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成</u> (1) 地域福祉啓発の推進 (2) 調査広報活動 <u>前第3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</u> (1) 各種募金活動への実践 (2) 在宅福祉サービスの充実 (3) 受託事業の推進 (4) 介護保険事業の実施 (5) 障害者居宅介事業の実施 (6) 事務局体制の整備、強化 (7) 社会資源の確保と関係機関等との連携強化</p> <p>別添：月別事業計画書、組織体系図、事務分担表</p>
---	---

市町村社協経営指針3つのポイント

市町村社協の使命は、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりの推進です。

- 1、あらゆる地域生活課題への対応と地域のつながりの再構築（包括的な支援体制づくり）
- 2、社協内の部門間連携の強化と必要に応じた組織の再編
- 3、市町村圏域を越えた広域的な事業・活動の連携・協働の推進

（令和2年7月第2次改訂）全国社会福祉協議会と地域福祉推進委員会が作成

社会福祉協議会職員行動原則

－私たちがめざす職員像－

【尊厳の尊重と自立支援】

1. 私たちは、人々の尊厳と自己決定を尊重し、その人が抱える福祉問題を解決し、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるよう最善を尽くします。

【福祉コミュニティづくり】

2. 私たちは、住民が身近な地域における福祉について関心をもち、福祉活動に参加する住民主体による福祉コミュニティづくりをめざします。

【住民参加と連携・協働】

3. 私たちは、住民参加と地域の連携・協働により業務を行なうことを心がけ、地域に根ざした先駆的な取り組みを応援し、地域福祉を推進する実践や活動を広げます。

【地域福祉の基盤づくり】

4. 私たちは、福祉課題を地域全体の問題として捉え、新たな事業や活動の開発、提言活動や計画づくりの取り組みに積極的にに関わり、地域福祉の基盤づくりの役割を担います。

【自己研鑽、チームワーク、チャレンジ精神】

5. 私たちは、自己研鑽を重ね、職員同士のチームワークと部署間の連携をすすめ、チャレンジ精神をもって業務を遂行します。

【法令遵守、説明責任】

6. 私たちは、法令を遵守し、自らの組織や業務に関する説明責任を果たし、信頼され開かれた社協づくりをすすめます。

社協・生活支援活動強化方針

～地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた社協活動の方向性～

【あらゆる生活課題への対応】

1. 地域住民、関係団体、関係機関と協働し、生活課題解決や予防に向けての取り組みを行います。

【相談・支援体制の強化】

2. 総合相談・生活支援への取り組みを一層強化します。

【アウトリーチ(地域へ出向く)の徹底】

3. 制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見する。

【地域のつながりの再構築】

4. 地域住民、関係団体、関係機関と協働し、だれも排除しない地域社会づくりを進めます。

【行政とのパートナーシップ】

5. 行政と協働で行うことが必要である、地域における、総合的な相談・生活支援体制の構築や権利擁護支援体制整備などを働きかける。

人が大好き！ 社協が大好き！ 大津町が大好き！

は じ め に

(社会福祉協議会の根拠法)

社会福祉法 第1章「総則」
(地域福祉の推進)

第4条 **地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。**

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、**福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。**

3 地域住民等は、**地域福祉の推進**に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他のサービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「**地域生活課題**」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「**支援関係機関**」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

社会福祉法 第10章「地域福祉の推進」
(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 **市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施**その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、**地域福祉の推進**のための相互の協力が円滑に行われ、**地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備**するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることのできる**拠点の整備**、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な**環境の整備に関する施策**

二 地域住民等が自ら他の地域住民等が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる**体制の整備に関する施策**

三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する**施策**

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(重層的支援体制整備事業)

第106条4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

- 三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
- イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
- ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業
- ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業
- ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業
- 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
- 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業六前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

社会福祉法 第10章「地域福祉の推進」 第1節「地域福祉計画」

(市町村**地域福祉計画**)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として**次に掲げる事項を一体的に定める計画**（以下「市町村地域福祉計画」という。）を**策定するよう努めるものとする。**

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要であると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

社会福祉法 第10章「地域福祉の推進」 第2節「社会福祉協議会」

(市町村**社会福祉協議会**及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村**社会福祉協議会**は、1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において**次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体**であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

4 前第3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(社会福祉の状況)

地域社会では、高齢者や障がい者を標的とする詐欺事件の増加や孤立死の発生、若年者層や壮年層やホームレスの方を含め、身近に相談できる人がいないといった孤立や孤独の無縁社会化の問題などが顕在化してきていて、地域での声かけや見守り、目配りの必要性が指摘されています。また、制度の対象まではいかないが、ゴミ出しや電球の交換、重い物の移動や買物、衣替えや布団干し等、ちょっとしたことの手助けが得られずに生活に不便を抱えている人がいます。このように、制度だけでは対応できない地域の生活課題解決のため、住民と行政がお互いを補い合い協働して、地域における「新たな支え合い」（互助）の領域を拡大、強化することが求められています。

その際、市町村行政には、住民の福祉に責任をもつ主体として、3つのことが求められています。一つ目は、公的な福祉サービスを適切に提供し住民では対応できない困難ケースを受け止めること、二つ目は住民の地域福祉活動の基盤整備を行うこと、三つ目は地域の多様な生活課題を総合的に受け止めるため、複数の制度を組み合わせることで一体的に提供できるようにするといった取り組みの必要性が指摘されています。

こうした社会状況を踏まえ、地方分権時代における市町村の役割が増す中、人口減少、少子化、超高齢社会を迎え、福祉問題はますます多種多様化し、また、それに伴って、住民の福祉ニーズも複雑化・複合化してきています。例えば、年々浮き彫りになる介護をする家族も含めた介護の問題（核家族による介護離職、後期高齢者夫婦による老々介護、お互いが認知症同士の介護、子どもが親の介護をしたり、親が子どもの介護をしたりする親子介護、介護労苦による虐待や自殺の問題）、社会保障制度のひずみによる貧困の問題（8050問題と言われる親の年金で生活していた50代の子どもの生活困窮やひきこもり、生活のしづらさによる生活困窮者、子どもの貧困等）、一人暮らし高齢者支援の問題（認知症状の在宅生活支援、孤立死・無縁死・お金電話詐欺や悪徳商法の被害、セルフネグレクトによる地域間孤立やゴミ屋敷、昼間など独居の問題等）、核家族化による家庭の福祉機能低下の問題（孤立化、無縁化、ひきこもり等）、子育て支援や子育て環境の問題、障害児者の居る家族を含めた障害者の自立の問題、精神障害者の在宅生活復帰による地域社会への受入問題、生活課題を自ら解決できずに、地域から疎外され孤立する問題、性的マイノリティへの対応や外国籍居住者の問題、以上のような方が複合する家を支える仕組みの問題、人口減少社会による限界集落の組織力低下の問題、地域コミュニティ再構築の問題、刑期満了者に対する地域生活支援、福祉人材不足によるサービス提供不足の問題（外国人労働者の福祉分野での就労）、新型コロナウイルス感染症拡大防止や予防対策における生活様式の変化に伴う新たな問題など様々です。近年、地域共生社会が進められる中、社会福祉協議会は、福祉ニーズ（地域生活課題）に対して、市町村行政とともに地域福祉推進の両輪として、地域福祉活動推進の中核的役割を担い、相談援助機能と地域組織化活動を生かし、住民の福祉ニーズの解決と福祉活動への参加を支援し、地域住民が望む福祉サービスや事業の提供を行ってきたところです。これからも、社会福祉協議会は住民の福祉意識の啓発や参画意欲を向上させ、地域の特性に応じた福祉サービスや支え合い活動が、地域住民、行政、社協、社会福祉施設、NPO法人など公私協働のもと有効に機能するように、地域福祉の推進に取り組まなければなりません。

(本会の概況)

昭和26年（1951）10月、旧大津町に誕生した社会福祉協議会は、昭和31年（1956）8月の6箇町村合併により、その機構を拡大して新発足し、大津町社会福祉協議会となりました。昭和35年に福祉金庫・心配ごと相談所を開設、昭和36年に専任職員1名を採用、昭和38年に善意銀行を開行、昭和39年に規約を全面改正し、全戸会員制とし、分科会組織を問題別に改めました。そして、昭和42年（1967）県内の他の市町村に先駆け、社会福祉活動の機能を強化するため熊本県より社会福祉法人の認可を受けました。昭和43年に町から委託を受け家庭奉仕員派遣事業を開始、昭和63年に町からの委託を受け在宅老人給食サービス事業を開始しました。福祉サービスの転換期に当たる平成3年には、町の老人福祉センター（特A）建設に伴い、町より老人福祉センターの管理運営の委託を受け事務所を老人憩いの家より移し、ボランティアコーディネーターを配置し地域福祉活動の推進の拠点として活動を広めていきました。同時にデイサービス事業（C型）を町から委託を受け開始、平成7年10月にホームヘルパーの登録制を導入し、平成9年度にホームヘルプサービスの訪問時間帯の延長を開始、平成10年度に地域住民に対して福祉意識の高揚を図るために第1回の福祉まつりを開催、平成11年度に、パソコン等の導入を行い介護保険の準備を開始しました。平成12年度に介護保険事業（訪問介護、通所介護、居宅介護支援）に参入するとともに、新たに介護保険外のサービスを町より委託を受け在宅福祉サービスの拡大に努めました。併せて認知症高齢者などにも地域福祉権利擁護事業の補完的社協として福祉サービス利用援助事業等を行うとともに、児

童福祉にも目を向け子育て支援事業などを町より委託を受けて開始、平成 13 年度より在宅老人給食サービス事業を全面受託し運営、平成 15 年度に障害者の支援費事業（障害者居宅介護事業）に参入し、平成 16 年度からは子育て支援事業を全面受託し、平成 18 年度からは総務関係の正規職員を 14 年ぶりに 1 名増員し、町より委託を受け地域福祉計画の策定と平行して地域福祉活動計画の策定を開始し併せて老人福祉センターの指定管理者の受託をし、平成 20 年度は、全面受託運営を行ってきた子育て支援関係事業を町に返還する準備を行い、社協本体の運営を身軽にするとともに第 1 次地域福祉活動計画並びに地域福祉計画を策定し新たな展開を図りました。平成 21 年度は、第 1 次地域福祉活動計画並びに地域福祉計画に基づき、小地域福祉活動実践地区や推進地区の住民と共に、地域福祉活動を考える座談会を開催し、地域住民の生活課題の解決支援や福祉ニーズの発掘に努めました。組織面では、地域福祉活動コーディネーター 1 名の採用や、ホームヘルパーの正規職員が退職を向かえる時期が近づいたために 2 名を採用し、職員退職後、補充していなかったデイサービスの生活相談員 1 名を採用し、将来の社協運営の体制づくりを行いました。平成 22 年度は、ボランティアセンターを設置しボランティア活動の推進の糸口を作ることが出来ました。社会状況を考慮して生活福祉資金相談員を緊急雇用対策で雇用し、失業者対策や低所得者対策に力を入れました。平成 23 年度は、生活福祉資金相談員を緊急雇用対策で継続雇用し、地域福祉権利擁護事業相談員も併せて雇用し、住民の福祉ニーズに対応して来ました。平成 24 年度は、新たに地域福祉活動コーディネーター 1 名を採用し、地域福祉推進事業と同時並行で、介護予防事業を地域包括支援センターと共に強化し、右肩上がりの社会保障費の抑制に努めて来ました。生活福祉資金相談員（単年補助）や地域福祉活動支援員などの専任職員を配置し相談機能を強化し、個別支援がスムーズに行えるように準備し、大津町ボランティア連絡協議会を設置し住民の福祉活動への参加促進を図ってきました。平成 25 年度は、地域福祉活動コーディネーターを 1 名増員し、ボランティアセンターや地域福祉権利擁護事業の運営に力を入れ、平成 26 年度は、第 2 期地域福祉計画と地域福祉活動計画の策定を町と協働で行いました。平成 27 年度は、介護保険制度の改正に伴う、地域包括ケアへの協力体制や介護予防支援体制の確立並びに本会の 5 年後の姿を現す計画である発展・強化計画の策定を行い、生活困窮者等自立支援事業を県社協より受託し、セーフティーネット支援対策の強化を図りました。平成 28 年度は、地域包括支援センターとの連携を強化するために、生活支援コーディネーターと主任介護支援専門員を外向させ、地域包括ケアの推進に寄与するとともに、欠員になる地域福祉活動コーディネーターと介護支援専門員の各 1 名を増員しました。熊本地震での被災における緊急での事業（避難所運営、災害ボランティアセンター運営、地域支え合いセンター運営）を地域福祉の推進と連携を図りながら展開しました。平成 29 年度は、熊本地震に伴う被災者支援として、町委託事業の地域支え合いセンター事業、ボランティアセンターでは災害ボランティア支援等を継続的に行い、介護報酬改定や障がい者サービスの報酬改定に伴う準備を行いました。平成 30 年度は、厚生労働省が推進する『地域共生社会の実現に向けて「我が事・丸ごと」の地域づくり』に取り組み、中島区でみんなの避難計画の作成を行いながら、地域課題を把握するシステム作りをモデル的に実施しました。令和元年度（平成 31 年度、2019 年度）は、第 3 期地域福祉計画（行政計画）と地域福祉活動計画（社協の計画）の一体的な策定を行いました。令和 2 年度（2020 年度）は、第 2 期大津町社会福祉協議会発展・強化計画の策定を行いました。

令和 3 年度は厚生労働省が進める、重層的支援体制づくりや包摂的な社会づくりへ対応するために、『重層的支援体制整備事業の地域づくり事業』に取り組み、「断らない相談支援体制」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を基本として、法制度に乗ることが難しい課題が混在する方（**病識がなく発達障がいや精神障がいを抱え就労定着が出来ずに低所得、計画的な金銭管理が出来ずに生活困窮**）や家庭（**低所得の外国籍のひとり親家庭の子どもが障がい児で両親が要介護、母親は DV 被害を受け、発達障がいや精神障害で失業又は求職中、夫は服役中という家庭等**）への支援や社会的孤立防止や地域での孤立者の支援など、個別支援機能を強化すると共に、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン～2025 年）や地域包括ケアシステム、地域生活支援拠点等の整備事業、子育て世代の包括支援などと併せて地域で支援できる力を強化し、在宅生活者の権利擁護の立場から成年後見制度との連携を行いながら、(仮称)「成年後見・権利擁護センター」の設置も視野に入れ準備を行うと共に、地域福祉推進の活動財源確保の為の「ファンドレイジング」の仕組みづくりを検討しながら、地域住民との協働支援を模索し、これからも、地域の方々と一緒に福祉活動を推進する団体として、その時代、時代の福祉ニーズに応じた事業展開を行いたいと考えています。

(本会の予算状況)

本会の財源は、会費・寄附金・共同募金の地域配分金を基本とし、社会福祉協議会の使命である地域福祉の推進活動の重要性の高さ、信頼性の高さや公共性・公益性の高さから、利益収入を生まない事業を行う社協の運営費（事務局職員等の人件費）は町からの補助金によって賄い、公益的な地域福祉活動推進事業（福祉活動専門員や地域福祉活動コーディネーター等の人件費）や本来、町で行う事業である在宅福祉サービス（ホームヘルプサービス事業、デイサービス事業、食の自立支援事業等）については、即効性・柔軟性・公平性などを考慮して事業を受託され、事業費を委託金によって賄っています。毎年安定した収入状況であった会費・寄付金（香典返し、一般寄付）・共同募金の地域配分金等が、近年では地域コミュニティの変化により、減少していると共に収入の大半を占める在宅福祉サービス事業の委託金については、介護保険事業同様、利用者変動により左右され見通しのつけにくい実績に応じた収入となっています。福祉は人材と言われ、福祉事業には人員を配置する必要があるために、変動する収入収支に対して潤滑油的な役割として、介護保険事業等を行い、収益を在宅福祉サービスや地域福祉の推進の為に活用していますが、利用者の利用のばらつきと介護報酬改定などで、その潤滑油的財源も枯渇傾向にあり、今後の事業継続が不透明な状況にあります。

今後、信頼される福祉サービスを供給するためには、潜在する利用者の掘り起こしを行い、利用者確保するとともに、正規職員の出来る範囲での兼任及び嘱託やパートタイム職員等の雇用による適切な人員配置を行い、効果的に事業を存続していくための安定した収支を確保するためのファンディングを取り入れ、より一層在宅福祉サービスの効率化、合理化に努力し、地域住民や利用者様から選ばれ、活用されるサービスを実施して行かなければなりません。

(事業推進における留意点)

- 地域住民との共通理解を深め連携強化を図ります。
- 事業実施に際しては職員の意識を統一するために事前協議を行い横の連携を図ります。
- 事業運営においては、委員会などを組織して地域住民や障がい者等の意見が反映された事業を行います。
- 各関係機関や団体等との連携の強化や地域間交流、世代間交流の強化を行います。
- 福祉啓発の推進及び住民意識の高揚並びに福祉参画への促進を図ります
- 在宅福祉サービス利用者の接遇・処遇に関しては、職員の意識を統一するために研修会やケース検討会議等を重視し定期的に行います。
- サービス利用者個人のニーズを考慮し、個人のニーズに合ったサービスが提供できるように環境整備を行います。
- 地域住民に活用されるサービスの提供方法を考慮します。
- サービス利用者には不利益が生じないように、職員、事業、関係機関との情報の共有を行います。
- サービス利用者や要支援者が地域から孤立しないように努めます。
- 地域に積極的に出かけて行き、地域から孤立している方を発見し支援につなげて行きます。
- 個人情報の保護に努めます。

(職 員 研 修)

- 県社協や市町村社協連絡協議会や社会福祉法人経営者協議会、各種協議会が開催する研修会、共同募金及び日赤が開催する研修会への職員の派遣を行います。
- その他、新規事業推進及び資質の向上のため、先進地社協等への職員の派遣を行います。
- 職場内研修を充実します。(講師を招いての研修を含む)
- 職員の意識を統一し、各事業の進捗状況を把握するために、職員会議を定期的に行います。
- 担当部署等の会議を開催して、職員間の資質の向上並びに技術の研鑽に努めます。

運 営 方 針

- 人権の尊重。(利用者、当事者などの意見の尊重)
- 町民と共に地域を創る。(住民主体、住民参加・参画、地域との連携)
- 利用者に喜んでご利用いただけるサービス環境づくり。
- 職員の専門性及び資質の向上。
- 法令遵守。

事 業 実 施 計 画

I. 基 本 方 針

社会福祉法の中で唯一、「地域福祉を推進する団体(社会福祉法人)」と位置付けられた本会としては、福祉の公的な立場から、人権の尊重・個人ニーズの重視、公益の地域社会への還元など、これまで築いてきた実績をもとにして、介護保険事業はもとより、介護認定外の虚弱高齢者の方や、その介護者の方々に対しての精神的支援及び介護予防などの観点から元気高齢者の対策事業等、町からの受託事業と併せて実施を行うと共に、利用者が比較的少なく採算性が難しく民間事業者の参入が低迷している障害者総合支援法の居宅介護事業等(障がい児者へのホームヘルプサービス事業)の推進に努め、在宅障害児者の社会参加の促進や自立支援に向けての体制作りを行います。

一方では、介護保険事業を一体的に行うことにより、採算性は難しいが本町に必要な事業等を運営面から支えながら実施します。支援が困難な事例等については、利用者の方々に対して不利益にならないよう関係機関との連携強化に努めます。

また、家族・友人・近隣・ボランティア等による声かけ・見守り・励まし等を組織的に推進し、在宅の要援護者の自立を支援していくために、日常的に接する人々が積極的に参加する地域的なネットワークづくりを推進していくと共に、おもいあい、ふれあい、助け合い、支え合いを基本とする地域住民の福祉活動の組織化(地域組織化活動)と在宅福祉サービスを緊密な連関をもちながら全体を形作るよう有機的に連携させ、より厚みのある在宅福祉サービスを展開していくことで、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりを行います。これまで本会において取り組んできた在宅援助のノウハウと他事業と連携したサービス提供を視野に入れた社協らしい事業展開を生かし、在宅福祉の更なる向上に努めます。今後、社協が実施する事業が地域福祉推進事業の発展を図るとともに、多角的・総合的な事業経営に取り組んでいくことを基本方針とします。

II. 重点目標

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

(1) 地域福祉関係

- 地域福祉推進事業を行います。……………【町補助・受託事業】
- 『重層的支援体制整備事業』に取り組み、法制度に乗ることが難しい、課題が混在する方への支援へ繋げ、町と協働で地域福祉推進の組織体制作りを行い、小地域福祉活動推進地区を指定しながら、地域福祉の推進に取り組みます。
- 第3期地域福祉活動計画並びに町地域福祉計画(R2年度～R6年度：5年)の推進を行います。
- (仮称)成年後見・権利擁護センター設置へ向けての準備を行います。……………新
- 生活困窮者自立支援制度施行6年目を迎え、これからの対応を行うため、主任相談支援員並びに相談支援員等の配置を行います。……………【県社協受託事業】
- ボランティアセンターによる熊本地震被災者の支援を継続します。……………【自主財源】

2. 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(1) 受託事業関係

- 地域支援事業や介護予防・日常生活支援総合事業を受託し高齢者が要介護状態になることを予防し、地域での役割を持ち、在宅生活を元気で健康に長期間続けられるように支援します。
- 出向させている社会福祉士、生活支援コーディネーター並びに主任介護支援専門員と情報を共有し、地域包括支援センターと緊密な連携を図り、地域包括ケアシステムの推進を行うと共に、成年後見や権利擁護についての推進を行います。
- 第8期高齢者福祉計画並びに介護保険事業計画の推進に寄与します。……………新
- 認知症施策推進総合戦略の推進に寄与します。
- 地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)を推進し日常生活の自立支援と福祉サービスの利用援助を行います。

(2) 介護保険事業関係

- 要介護状態や要支援状態になっても、できるかぎり高齢者が地域コミュニティの中で自立して暮らせるように支援します。
- 介護予防・日常生活支援総合事業への対応を強化します。
- 町内の介護保険関係事業所等との連携を深めます。(介護保険事業所等連絡会等の開催)……………新

(3) 障害者自立支援事業関係

- 障害者総合支援法の居宅介護事業、同行援護事業を行い、障がいをお持ちの方々が地域コミュニティの中で自立した生活ができるように支援します。
- 移動支援事業を実施します。(従事者不足により行動援護事業を休止中。)
- 障害者相談支援センターと連携を深め、町内の障害者施設や事業所等との連携を深めます。(障がい者サービス事業所連絡会等の開催)……………新
- 町内の福祉サービス事業所等との連携を深めます。
- 障がい者基本計画の推進に寄与します。
- 第6期障がい者福祉計画・第2期障がい児福祉計画の推進に寄与します。……………新

(4) 事務局関係

- 新型コロナウイルス感染症対策を各事業で行います。
- 第2期大津町社会福祉協議会発展・強化計画(R3年度～R7年度：5年)の推進を行います。……………新
- ファンドレイジング導入について準備を行います。……………【運営財源の確保】
- 国家資格取得補助などについての検討を行います。……………【人材の確保】
- 事務局組織を強化し、情報伝達機能を向上させ、地域福祉推進体制の整備を行います。
- 事務局など各部署の役割分担を明確にします。
- 菊池ブロック社会福祉協議会との災害時相互応援協定の関係維持に努めます。……………【H26年締結】
- 滋賀県大津市社会福祉協議会との災害時相互応援協定の関係維持に努めます。……………【H29年締結】

III. 事業内容

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

(1) 地域福祉活動の推進

- 第3期地域福祉活動計画と地域福祉計画の推進を町と協働で行います。……【自主財源・受託事業】
（『地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業：地域力強化推進事業』に取り組みます）
（地域での支え合い活動の推進：行政区や組ごとの取組支援）
- 地域の福祉ニーズ把握の推進及び連携強化のために地域福祉推進座談会を行います。
……………【小地域福祉活動推進地区の指定】
- 地域福祉活動コーディネーターによる小地域福祉活動**実践地区**の支援を継続します。
- 地域福祉活動コーディネーターによる小地域福祉活動**推進地区**の支援を行います。
- 地域福祉活動コーディネーターによる「ほりだしネットワーク」活動の支援を行います。
- 小地域福祉活動**実践地区**に対して活動費の補助を行います。……………【実践地区活動費補助】
- 地域福祉推進委員の育成並びに老人クラブ連合会や民生児童委員協議会との連携を深め地域人材の育成を行います。
- 自主運営でふれあいサロンを実施している地区へ、人的援助（講師等の派遣）や運営費の補助を行います。……………【ふれあいサロン推進事業】**共募**
（支え合いを担う人材とネットワークづくり：町民全体や各種団体の取組支援）
- 地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会をとおして住民の視点による進捗管理を行います。
- 目的別や横断的な関係機関との連携を図ります。（関係機関の連絡会議等の開催）
（行政・専門機関の一層の連携支援）
- 地域包括支援センターとの連携を深め地域包括ケアを入口とした地域福祉の推進を行います。
- 福祉活動専門員により社会福祉事業の総合的な企画及び実施を行います。

(2) 心身障害者福祉の推進

- 在宅の心身障害者の社会参加への支援を行います。……………【県身障者体育大会への協力】
- 心身障害者を介護している方々に対して、心身のリフレッシュと相互間の交流を図るためにレスパイト事業を行います。……………【ふれあい交流バスハイキング】**共募**
- 身体障害者福祉会活動への協力をを行います。

(3) 老人福祉の推進

- 老人クラブ連合会活動への協力をを行います。
- 一人暮らし高齢者に対して、良い年を迎えて頂くために民生児童委員と協力して年末に鏡餅の配布を行います。……………【鏡餅の配布】**寄付**
- 地域で高齢者を敬う心を育てる事業を行った地区の支援を行います。……【敬老会奨励補助金】**寄付**
- 翔陽高校や訪問介護事業所などの協力を得て合同調理会を実施し、高齢者がいつまでも元気に地域で暮せるよう支援を行います。……………【高齢者料理教室】**共募**
- ひとり暮らし高齢者等の安否確認や心のケアを行います。……………【もしもし電話サービス】**共募**

(4) ひとり親（母子父子）家庭福祉の推進

- ひとり親家庭の児童や保護者に対して、ひとり親家庭相互間の交流を行うことにより地域支援体制を行います。……………【一日ふれあい交流会】**共募**
- 結婚50年を迎える寡婦世帯等に対して金婚式を行います。……………【一人だけの金婚式】**寄付**
- ひとり親家庭福祉協議会活動への協力をを行います。

(5) 児童青少年福祉の推進

- 社会福祉施設利用者の方々との交流を通して、やさしい心を育てます。（ワークキャンプ）
……………【社会福祉施設体験事業】**共募**
- 主任児童委員と連携を取りながら、児童青少年の健全育成に協力します。
- 子育て支援課や子育て支援関係事業と連携を深めます。（NPO法人など）
- 行動計画（次世代育成支援対策推進法）の推進に寄与します。
- 児童相談を実施します。

(6) 低所得世帯福祉の推進

- 生活福祉資金相談員の配置……………【県社協補助+自主財源】
- 生活福祉資金貸付事務の受託・運営を行います。
- 福祉金庫の運営を行います。(償還促進における督促状及び個別支援等の強化)
- 生活困窮者等自立相談支援事業の受託・運営を行います。

2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

(1) ボランティア活動の推進

- ボランティアセンターの運営を行います。
- ボランティアセンターにおいてボランティアの養成・登録・斡旋・需給調整を行います。
- ボランティアコーディネーターによる個人や団体のボランティア活動の支援を行います。
- ボランティアに興味がある方を把握します。(団体・個人)……………【ボランティア登録】
- 各種ボランティアサービスの需給調整を行います。
……………【点訳、音声訳、もしもし電話、毛布乾燥、季節のお便り、その他】 **共募**
- 各種ボランティア講座を実施し人材育成を行います。
……………【傾聴、音声訳、手話、点訳講座、その他講座】 **共募**
- ボランティア協力校事業の支援を行います。(小学校 7、中学校 2、高校 2、支援学校 1)
……………【町内 12 校】 **共募**
- 企業を含めてボランティア活動の啓発を行います。……………【ボランティア活動推進セミナー】 **共募**
- 町内ボランティア相互の交流を行い、ボランティア活動の推進を行います。
……………【ボランティア交流会】 **共募**
- 情報をより早く、より多くの町民の方々に周知するために伝言板の設置を行います。
……………【ボランティア伝言板】 **共募**
- ボランティア関連機関や団体との連絡調整並びに連携を行います。
……………【大津町ボランティア連絡協議会】 **共募**
- ボランティア情報の発信を行います。……………【ボランティア情報紙】 **共募**
本会での単独発行に向けての検討を行います。
(現在は、毎月 1 回、社協広報「ふれあいネットワーク通信」に掲載。)
- ボランティア関係担当者会議を行います。…………… **共募**
【学校・施設・団体等担当者、ミニデイ運営ボランティアや協力員及びふれあいサロン支援員等、給食配達ボランティア、傾聴ボランティア等】
- 配食ボランティアの支援を行います。
食の自立支援事業(自立生活支援型)の配食部分を担当する、住民参加型のボランティアの支援を行います。
- 住民参加型在宅支援サービスの(生活支援ボランティア)の養成を行います。
在宅生活の困りごとに対して、制度外での援助活動を行うボランティアの育成検討を行います。
- 各種ボランティア団体や個人、NPO 法人、生活支援サービス事業実施団体、企業などへの助言、育成を行います。
- 地域包括支援センターへ生活支援コーディネーターを外向させ、地域包括ケアの推進に寄与します。(再掲)
- ボランティアに対しての相談援助並びに需給調整を行います。
- 善意銀行の運営を行います。(物品などの預託を行い必要団体等への払出を行います。)
- 各種の福祉啓発ビデオの無料貸出しを行います。
- 収集ボランティアの支援を行います。(古切手、テレカ、書損じ葉書など)
町内個人や企業等からの取りまとめを行い障害者支援団体「お誕生日ありがとう運動本部」などに送付します。
- 福祉教育の推進を行います。(依頼のあった学校等へ福祉教育の出前講座を実施します。)
- 生涯学習関係機関との連携を深め、福祉人材バンクの設置検討を行います。
- 災害時ボランティアセンター設置訓練を継続して行います。(職員・町民向け)

- 災害時ボランティアの育成に努めます。(災害時ボランティアセンターマニュアルの作成等)
- 熊本地震被災者支援として災害対応も含むボランティアセンターを運営します。
- 大津町ボランティア連絡協議会の再編や連携を図り、住民の参加のための援助を行います。

3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

(1) 地域福祉啓発の推進

- 町民の福祉意識の啓発を図ると共に、地域への感謝の意味を込めて福祉のイベントを開催します。
(毎年10月の第3日曜日に開催) ……………【第22回福祉まつり】**共募**
- 地域福祉活動にご協力いただいている民生児童委員の方々に対して、感謝の意を込め記念品を贈呈します。(今年度一斉改選(3年に1回):令和4年12月1日) ……………【民協退任記念品】**寄付**
- 懇談会を実施することにより、地域に潜在する福祉課題を発見し、地域住民相互の支え合う心を育て、地域支え合い活動の啓発推進を行います。 ……………【地域福祉推進懇談会Ⅰ・Ⅱ】**共募**
- 地域福祉推進のために啓発用チラシを作成し、地域住民の方々に対して情報の発信を行います。
……………【募金協力者一覧】**共募**
- 各種団体と連絡調整を密にし、連携を深めます。
- 福祉団体への助成を行います。 ……………【6団体】**寄付**

民生児童委員協議会	老人クラブ連合会	更生保護女性会
身体障害者福祉会	ひとり親家庭福祉協議会	ボランティア連絡協議会

(2) 調査広報活動

- 定期的に福祉ニーズ調査を行い、福祉ニーズの把握に努めます。(平成8年度より継続実施)
……………【ひとり親等世帯、一人暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦等の各世帯、高齢化率、その他】
……………【行政区別 世帯数、男女別人口、年齢別人口、要介護認定者数、その他】
- 町民の福祉意識の啓発を図ると共に、福祉事業や社協事業の福祉情報の発信を行います。
(毎月1回、区長会へ配布依頼) ……………【社協広報「ふれあいネットワーク通信」の発行】
- ホームページの運営 ……………アドレス【<http://o-shakyo.info/>】
- 社協ブログ(日記)の運営 ……………アドレス【<http://blog.goo.ne.jp/o-shakyo>】
- ツイッター(ミニ日記)の運営 ……………アドレス【<https://twitter.com/oozushakyo>】
- フェイスブック(情報掲示板)の運営 ……………アドレス【大津町社会福祉協議会】
- ライン(簡易情報掲示板)の運営 ……………アドレス【大津町社会福祉協議会:@566zwroh】
- SNS(ソーシャル ネットワーク サービス)のルール化を図ります。 ……………【SNS マニュアルの作成】

4. 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(1) 各種募金活動の実践

- 日本国内外への福祉の推進に貢献するために、共同募金・日赤会費の募集への協力を行います。

(2) 在宅福祉サービスの充実

- 在宅の高齢者、障がい者等が快適な環境で暮せるように支援を行います。…【介護用品の無料貸出】
- 判断能力がやや不足するの方々に対して、熊本県地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)
【日常的金銭管理サービス事業、福祉サービス利用援助事業】に取り組みます。
……………【平成21年度から県社協より全面委託を受託済み】
- 成年後見制度との連携を深め、法人後見の検討を行います。 ……………【行政申立て等】
- 高齢者虐待防止・障がい者の虐待防止・児童虐待の防止に努めます。

(3) 受託事業の推進(介護予防・生活支援事業、地域支援事業)

- (ア) 高齢者ホームサポート事業の実施 ……………【町受託事業】
 - 地域包括支援センターと連携を深め、事業対象者等に対して、自宅に高齢者ホームサポーターを派遣し、在宅生活での家事支援等を行います。
- (イ) 食の自立支援事業(自立生活支援型)の実施 ……………【町受託事業】
 - 地域包括支援センターと連携を深め、ひとり暮らしの高齢者等に対して、食生活の支援を行うため給食(昼食)を配達するとともに、ボランティアなどの協力により安否確認等を行います。
 - 配達日は、祝日祭日、土曜日を含めた週6日(日曜日以外)実施します。(最高3日/週)

- (ウ) 介護予防はつらつ元気づくり事業の実施 ……………【町受託事業】
- 地域包括支援センターと連携を深め、事業該当者等に対して、認知症・介護予防、社会的孤立の予防等を目的として通所サービスの提供を行います。(利用拡大)
 - 地域包括支援センターと連携を深め、介護予防の効果を検証する為に評価プログラム(運動機能、口腔ケア、栄養指導)に重点を置いて事業を行います。
 - 単独での実施場所を確保し、介護予防プログラムの提供を重点的に行います。
- (エ) 介護予防型ミニデイふれあい事業の実施 ……………【町受託事業】
- 介護予防の地域拠点として位置付け、実施地域の拡大を図ります。
 - 地域包括支援センターと連携を深め、介護予防の効果を検証するために評価プログラム(運動器機能向上、口腔ケア、栄養指導)に重点を置いて事業を行います。
 - 指導員等を派遣し、地域の高齢者に対して、認知症・介護予防及び生きがいづくりを目的として地域の公民館や集会所等を利用しミニデイふれあい事業の提供を行います。
 - 看護師が同行し、地域の高齢者に対して、利用者や地域住民等の認知症や要介護等の早期発見や相談支援を行います。併せて熱中症予防にも努めます。
 - 介護予防型ミニデイふれあい事業地区交流会を実施します。(活動の支援) ……………**共募**
 - 指導員の研修を重ね、資質の向上やスキルアップを行い、質の高いサービスの提供を行います。
- (オ) 心配ごと相談所の設置・運営 ……………【町受託事業】
- 気軽に来所できる場所に無料相談窓口を週1回開設し、高齢者等の様々な相談に応じ、地域の福祉ニーズの早期発見・解決に努めるとともに、その問題解決に努めます。
 - 総合的な相談に対応できるような仕組みづくりの検討を行います。
- (カ) 老人福祉センター管理運営 ……………【町受託事業】
- 地域福祉推進活動拠点の確保として、老人福祉センターの指定管理業務を行い、次回からも指定管理の受託が出来るように準備を行います。(令和2年度から令和6年度の5年間指定)
- (キ) 地域福祉権利擁護事業(福祉サービス利用援助事業) ……………【県社協受託事業】
- 生活支援員等により、認知症や知的障がい、精神障がい等により日常生活を営むのに支障がある者に対し、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、助言を行うと共に、福祉サービスの提供を受けるために必要な手続き又は福祉サービスの利用に要する費用の支払いに関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行います。
 - 日常的な金銭管理サービスを行い地域福祉権利擁護事業利用者の支援を行います。
 - 広域的な法人後見も視野に入れつつ、成年後見制度との連携を深めます。
- (ク) 生活困窮者等自立相談支援事業 ……………【県社協受託事業】
- 主任相談支援員や相談支援員などにより、生活する上で困窮傾向にある方に対し、包括的に相談に応じ、課題を分析して計画的に支援するためのプランを作成し、助言を行うと共に、就労支援や家計での収支確認の支援等、適切な地域生活のための一連の援助を一体的に行います。
 - 生活保護関係機関等との連携を強化し、セーフティーネットの一助とする。
 - 家計相談、就労支援、引きこもり支援、子どもへの学習支援を行う関係機関との連携を深め、家族まるごとの支援を行う。
 - 支援調整会議を行い関係機関との連携を行います。

(4) 介護保険事業の実施

(ア) 居宅介護支援事業

- 介護保険法の理念に基づき、高齢者が自立した生活を送れるよう、適正な介護相談、ケアプランを提供するとともに、モニタリングの強化を行い、適切なサービスの利用促進に努めます。
- 介護支援専門員（ケアマネジャー）4名体制で事業所の円滑な運営を行います。
- 地域包括支援センターへ出向している主任介護支援専門員との情報共有を図り、地域包括ケアシステムの推進を図ります。
- 地域包括支援センターと連携をとり、高齢者が要支援状態等となった場合において、IADL（手段的日常生活動作）重視のアセスメントやモニタリングの強化を行い、可能な限り自宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活ができるよう、関係機関と連携をとり生活全般にわたる自立支援を行います。
- 利用者情報の伝達方法を構築し、従事者間での情報共有を図ります。
- 関係機関との連携強化を図ります。
- 高齢者虐待防止に努め、法令遵守に努めます。
- 収支バランスのとれた事業運営に努めます。

(イ) 訪問介護事業

- 高齢者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活ができるよう、訪問介護員を派遣し、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行います。
- 個別援助計画作成を徹底し、手順書等を整備し均一なサービス提供に努めます。
- 利用者情報の伝達方法を構築し、従事者間での情報共有を図ります。
- 特定事業所加算を行います。
- 関係機関との連携強化を図ります。
- 高齢者虐待防止に努めます。
- 法令遵守に努めます。
- 収支バランスのとれた事業運営に努めます。

(ウ) 通所介護事業

- 高齢者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活ができるよう、通所により入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者家族の身体的精神的負担の軽減を図ります。利用者に対しては、個別援助計画作成を徹底し、均一なサービス提供に努めます。

（定員 30 名 通常規模通所介護 所与時間 5 時間以上 7 時間未満）

- 利用者ニーズに今まで以上に応えるため職員の資質の向上に努め、本会らしいサービスを展開します。
- 利用者情報の伝達方法を構築し、従事者間での情報共有を図ります。
- 単独での実施場所を確保し、事業の効率的な提供を行います。
- 関係機関との連携強化を図ります。
- 高齢者虐待防止に努めます。
- 法令遵守に努めます。
- 収支バランスのとれた事業運営に努めます。

(5) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施

(ア) 訪問事業(旧介護予防訪問介護事業)

- 地域包括支援センターと連携をとり、高齢者が要支援状態等となった場合において、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活ができるよう、訪問介護員を派遣し、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる自立支援を行います。
- 高齢者虐待防止に努めます。

(イ) 通所事業(旧介護予防通所介護事業)

- 地域包括支援センターと連携をとり、高齢者が要支援状態等となった場合において、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活ができるよう、通所により入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者家族の身体的精神的負担の軽減を図ります。
- 高齢者虐待防止に努めます。

(6) 介護職員処遇改善の実施

- 介護職員等の処遇改善を図ることを目的として月額手当を支給します。

(7) 障害者居宅介護事業の実施

(ア) 指定障がい福祉サービス事業(居宅介護、同行援護、移動支援等:行動援護は休止中)

- 在宅の障がい(児)者(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい(児)者など)の潜在的ニーズに対応するため、その有する能力に応じ、社会参加を支援し、自立した日常生活ができるようにホームヘルパーを派遣し支援を行います。
- 居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。……………【居宅介護】
- 視覚障害により、移動に著しい困難を有する方等に対し、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。……………【同行援護】
- 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。……………【重度訪問介護】
- 行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。《職員体制不足により令和元年から休止中》……………【行動援護】
- 市町村事業の移動支援事業を実施します。……………【移動支援】
- 特定事業所加算を行います。
- 利用者情報の伝達方法を構築し、従事者間での情報共有を図ります。
- 関係機関との連携強化を図ります。
- 障がい者虐待防止に努めます。
- 法令遵守に努めます。
- 収支バランスのとれた事業運営に努めます。

(イ) 福祉・介護人材の処遇改善事業

- 介護職員等の賃金改善を図ることを目的として手当を支給します。

(8) 事務局体制の整備・強化

(ア) 第3期地域福祉活動計画の推進(「共に支え合う地域コミュニティづくり」～大津モデルの実現～)

(イ) 第2期大津町社会福祉協議会発展・強化計画の推進

(ウ) 組織の再編成

- 多角的事業経営を効率的に進めるために、組織や事業の再編成を行います。
- 地域福祉推進のための自主財源の確保に努めます。

(エ) 担当職員の配置

- 多角的事業経営に向けて、組織の再編を行い、柱となる担当職員の配置を行い利用者が不利益を被らないように、指令系統を強化し、連絡調整の漏れを防止します。
- 町受託事業(介護予防事業等)の効果的な運用を行うために、事業全般や利用者のコーディネートのできる専従担当職員の配置を検討します。

(オ) 情報伝達機能及び連携機能の強化

- 多種多様なサービスの展開により増加したサービス利用者や関係機関に対して、利用者や各機関に不利益が生じないように正確な情報伝達機能の強化を図り、各関係機関や協力機関との連携機能を強化します。

(カ) 職員の資質向上

- 職員の資質の向上及び均一を図ると共に職員相互間の研修並びに各部門の交流を行います。
- ◆ 職員会議の開催 1回/月【正規職員定例会議】
各担当部門から出される、利用者の要望や事業に対しての提言等を検討し社会資源開発の検討を行うと共に社協運営の検討も行います。
- ◆ 衛生委員会の開催 1回/月【衛生委員】
各担当部門から出される、職員の要望や衛生環境の改善に対しての提言等を検討し衛生管理体制の協議を行います。
- ◆ 担当部門会議の開催 1回/月

ホームヘルパーミーティング	地域福祉権利擁護事業ミーティング
デイサービスミーティング	食の自立支援事業担当ミーティング
ミニデイふれあい事業ミーティング	総務係ミーティング
地域福祉係ミーティング(不定期)	生活困窮関係担当者ミーティング
その他関係機関との連携ミーティング	ケアマネ倶楽部

各部門の利用者からの要望や事業に対しての検討を行いサービスの向上を図ります。

- ◆ 職員研修会の開催

講師を招き、職員全体研修会の開催	4回/年
介護職員向けのスキルアップ研修の開催	6回/年
防災訓練の実施	2回/年

(9) 社会資源の確保と関係機関等との連携強化

- 市町村福祉関係計画への策定参画並びに計画の推進に積極的に協力します。
……………【高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障害者福祉計画、障害者計画】
- 市町村福祉関係以外の計画の推進に積極的に協力します。
……………【振興総合計画、行動計画】
- 町イベント関係実行委員会へ職員の派遣 ……………【つつじ祭り、からいもフェスティバルなど】
- 地域イベント関係へ職員の派遣 ……………【小地域福祉活動の地域行事、その他】
- 福祉関係会議などへ職員の派遣 ……………【各種地域ケア会議、協議体兼地域福祉推進会議】
- 福祉関係団体定例会などへ職員の派遣
……………【民生児童委員協議会、老連関係、市町村社協連合会等】
- 生涯学習関係へ職員の派遣 ……………【スポーツ推進審議会委員、大津町青少年育成町民会議】
- 男女共同参画推進審議会への職員の派遣
- 介護認定審査会への職員の派遣
- 菊池圏域地域自立支援協議会並びに関係部会への職員の派遣
- 菊池地域精神保健医療福祉連絡会及び菊池地域自殺対策連絡会への職員の派遣
- 新庁舎建設検討委員会への職員の派遣
- つつじ祭り戦没者追悼式を遺族の方々と合同で行います。 ……………【遺族の方々と協働】
- 法外援助を行います。 ……………【行旅病人支援】
- 関係機関や関係事業者の連絡協議会の組織化を図ります。
……………【介護保険事業所、障がい者支援事業所、見守り関係事業所等】
- その他、本会が協力する事業へ職員の派遣を行います。

社会福祉法人 大津町社会福祉協議会
令和3年度 月別事業計画書

月	法人運営(総務)関係	地域福祉等関係	小地域福祉活動関係	協力事業関係
4	新職員への対応 各種契約 決算準備 補助金、委託金報告 事業報告 補助金申請 第1回補助金、委託金等請求	ひとり親(母子父子等)家庭調査(9) 1日ふれあい交流会(25) 心配ごと相談員委嘱状交付(28) 関係団体連携 介護保険事業所等 障がい者サービス事業所等 NPO関係等	災害公営団地関係(4地区) (立石区、後迫区、吹田区、引水区) 避難行動個別支援計画関係(2地区) (白川流域行政区)	戦没者追悼式(17) つつじ祭り(18) 嘱託員会議
5		一人暮らし高齢者調査(7) 二人暮らし高齢者調査(7)	地域福祉推進懇談会 I (14)	各種団体総会 民協PR強化月間 県身障体育大会(2)
6	監査(前年度決算)6/初旬 理事会(事業報告、決算)6/中 評議員会(事業報告、決算)6/末 資産変更登記 役員改選及び役員変更登記	地区別高齢化率統計 地区別世帯数統計 地区別人口統計 在宅介護者のつどい I	地域福祉推進委員研修会 I 地域福祉推進地区別懇談会 (中学校区別 or 小学校区別)	県親と子の集い
7	法人現況報告及び監査報告書			社明運動等(4)
8	老人福祉センター委託料請求	福祉まつり実行委員会(第1回)		各地区夏祭り
9	一人だけの金婚式募集		地域福祉推進懇談会 II (30)	民協先進地研修(東北) (16~18)
10	社協会費募集(10/1~12/25)	福祉まつり実行委員会(最終) 福祉まつり準備(16) 第22回福祉まつり(17) 一人だけの金婚式(17)		支援学校 ふれあいセンター(23) 町防災訓練(24)
11	第2回補助金、委託金等請求	一人暮らし高齢者調査(5) ふれあいバスハイキング(28)	地域福祉推進委員研修会 II	からいもフェスティバル(14)
12	県指導監査 人事評価	一人暮らし高齢者鏡餅配布(26) 在宅介護者のつどい II		チャリティもちつき(26)
1	非常勤職員面接			民児協懇談会(14)
2		高齢者料理教室	地域福祉計画等推進委員会	
3	役員会(次年度計画、予算等) 補助金変更申請等 36協定届	事業報告準備	事業報告準備	
毎月	総務	地域福祉	在宅福祉	年間
	登記関係 役員関係 研修会関係 賛助会員受付 介護保険事務 訪問系サービス事務 委託事業事務 職員給与 福利厚生 職員雇用関係 退職手当積立基金管理 一般会計事務 寄付金事務 各種募金事務 福祉金庫事務 老人福祉センター管理 福祉団体援助 法外援助(行旅人対応等) 社協広報紙「ふれあいネットワーク通信」 の発行(1回/月)	地域福祉推進事業 地区座談会への参加 地域福祉説明会への派遣 実践地区・推進地区との調整 心配ごと相談(1回/週) 心配ごと相談:隣保館(1回/月) 心配ごと研究協議会(1回/月) 生活福祉資金 福祉金庫 各種相談、援助業務 他機関との連絡調整 各種会議への参加 情報の提供 地域福祉権利擁護事業 福祉サービス利用援助事業 (日常的金銭管理サービス) 日常生活自立支援事業 生活困窮者等自立相談支援事業 実習生関係、視察関係 各種団体定例会	委託事業の需給調整 障害者移動支援関係 高齢者ホームサポート事業 介護予防はつらつ元気づくり事業 介護予防型ミニデイふれあい事業 食の自立支援事業 介護者サロン「野ばら」 (奇数月の第3月曜日:6回/年) センター管理 (指定管理者等) 居宅介護支援(要支援等含む) 通所介護(要支援等含む) 訪問介護(要支援等含む) 障害居宅介護、同行援護等 福祉用具の無料貸出	広報原稿締切日 広報おおづ (1日発行) 前月1日迄 生涯学習情報紙 (15日発行) 前月25日迄

※コロナ禍の中での予定変更や代替事業の可能性有

社会福祉法人 大津町社会福祉協議会
令和3年度 月別事業計画書

月	ボランティアセンター関係	共同募金関係	日赤関係	職員研修関係
4	決算準備 協力校申請 協力校報告	予算・決算 配分金交付請求 地域配分金内訳表 チラシ依頼 (生涯学習情報)	予算・決算 担当者会議 社協広報5月号掲載準備	
5	町内担当者会議 (学校、施設、関係団体、合同) 給食ボランティア会議 各種講座	計画書の提出 配分申請	会員運動強化月間 担当者研修会 日赤会費募集説明会 (区長会へ依頼)(14) 社協広報5月号掲載	
6	ボランティア活動推進セミナー	資料調査	会費受付 日赤講習会(2回)	
7	ボランティア体験月間(7月~8月) 児童生徒夏休み(7/22~8/25) 各施設夏祭り 社会福祉施設体験説明会(10) 社会福祉施設体験事業(7/23~8/25)	県担当者会議 交付金領収書	計画書・精算書	
8	ボランティア体験月間(7月~8月) 社会福祉施設体験事業(7/23~8/25)	説明会準備		
9	福祉まつりボランティア募集	役員名簿 社協広報10月号掲載準備 募金運動説明会(30)		
10	福祉まつりボランティア(16~17) 町総合防災訓練(24) 児童生徒秋休み(12~15)	赤い羽根運動開始 (10/1~12/31) 各種別募金準備 社協広報10月号掲載		
11	県ボランティア月間(1~30) ボランティア交流会	街頭募金 法人募金(12)		
12		街頭募金(25) 大口寄付者名簿		
1		総括計算書	会費報告	
2	ボランティア保険更新 協力校報告依頼	広報による報告		
3	事業報告準備	事業報告準備	事業報告準備	
毎月	ボランティア ボランティアセンターの運営 ボランティア登録 ボランティア斡旋 ボランティア需給調整 ボランティア保険事務 個人団体ボランティア支援 ボランティア相談業務 推進協力校支援 福祉教育支援(出前講座等) 町内担当者支援 善意銀行の運営 ボランティアサービスの調整 関係機関や団体との連携 ボランティア連絡協議会連携事務 災害時のボランティア活動支援	共同募金 10月~12月 募金受付	日赤 5月~6月 会費受付	職員研修内容 精神障がいとは? 個人情報保護法 知的障がいとは? 感染症対策 社協とは? リスクマネジメント 記録の方法とは? 救急法 災害時の対応とは? 避難訓練 ニーズとは? 地域福祉について 交通安全とは? 視覚障がい 認知症とは? 障がい者虐待防止法 ゲートキーパーとは? 予防と介護と支援 利用者処遇とは? アサーション 発達障害とは? 感染症とは? 総合防災訓練

※コロナ禍の中での予定変更や代替事業の可能性有

地 域 住 民 (大 津 町 民)																		
第3期地域福祉活動計画並びに地域福祉計画 行政と協働 「共に支え合う地域コミュニティづくり」～大津モデルの実現～																		
監査 (監事)				第三者委員会 (第三者委員)														
理事会 (理事)				評議員会 (評議員)														
事務局 長				評議員選任・解任委員会														
事務局 次 長 (不在)																		
第2期大津町社会福祉協議会発展・強化計画 ～発信!! 発進!! 地域の力～																		
総務係		地域福祉係						在宅福祉係										
係長 (不在)		係長 (不在)						係長 (不在)										
								管理者 (局長兼務)			管理者 (局長兼務)							
								デイサービスセンター			ヘルパーステーション							
主任		主任						主任・副主任			主任・副主任							
法人運営事業		地域福祉推進事業						通所介護事業所			訪問介護事業所							
法人運営	職員福利厚生・庶務・会計・出納・その他	指定管理事業(老人福祉センター運営)	日赤・共募・団体事務など	地域福祉推進(地域力強化推進事業含む)	地域福祉権利擁護事業 (福祉サービス利用援助事業・日常生活自立支援事業)	ボランティアセンター運営 住民参加型在宅福祉サービス事業	生活福祉資金貸付事業 生活困窮者等自立相談支援事業	福祉金庫貸付事業	日赤・共募への協力	地域包括支援センターへの協力	居宅介護支援事業(予防介護事業含む)	通所介護事業(通所事業含む)	介護予防はつらつ元気づくり事業	介護予防型ミニデイふれあい事業 (ふれあいサロン健康茶話会含む)	食の自立支援事業	高齢者ホームサポート事業	訪問介護事業(訪問事業含む)	障がい者居宅介護・同行援護・重度訪問介護 ・行動援護(休止中)・(移動支援事業)
補助	補助	受託	協力	受託	補助	受託	受託	自主	協力	出向	介保	介保	受託	受託	受託	受託	介保	障害
主事	主事	事務補助	事務補助	地域福祉活動コーディネーター	地域福祉権利擁護推進員・生活支援員	地域福祉活動コーディネーター	主任相談支援員・相談支援員	地域福祉活動コーディネーター	地域福祉活動コーディネーター・事務補助	主任介護支援専門員・生活支援コーディネーター・社会福祉士	介護支援専門員	看護師・生活相談員・介護職員	看護師・生活相談員・介護職員	ミニデイ指導員・看護師	栄養士・調理師・調理員	訪問介護員 ボランティアコーディネーター	訪問介護員	訪問介護員

※出向：地域包括支援センター（社会福祉士、生活支援コーディネーター、主任介護支援専門員）

社会福祉法人 大津町社会福祉協議会 業務一覧表（正規職員担当別：15名、内3名出向）

業務名	主査・副査	詳細	嘱託等	
法人運営業務	松木・大久保 大久保・松木	社協全般の統括 登記、定款、諸規程の作成、変更に関する事 受託事業、介護保険事業に関する事 障がい者福祉サービスに関する事 福祉啓発事業に関する事 職員全体の「ハッピー」業務に関する事 職員会議に関する事（池本） 職員就業規則に関する事 社協広報に関する事 総務に関する事 職員勤務表の作成 日次、月次処理等（支払等含） 出納に関する事 社協会費に関する事	センター管理業務（指定管理） 地域福祉活動に関する事 理事会及び審議委員会に関する事 県指導監査に関する事 実習生受入・連絡調整業務（池本） 各種契約に関する事 登記に関する事 出納に関する事 職員の辞令及び非常勤職員契約業務 ファンドレイジングに関する事 一般会計その他の会計に関する事 （給与、社会保険、労働保険） 予算、決算、補正、介護請求確認 軽自動車税の減免申請	予算、決算、補正、介護請求確認 権利擁護センターに関する事 月間行事予定表の作成 町補助金書類に関する事 町委託金書類に関する事 計画の進捗状況などの管理 職員研修に関する事（研修委員会） 一般会計その他の会計に関する事 （給与、社会保険、労働保険）以外 各証明書発行（身分証含む） 各種補助金関係（敬老会及び福祉団体） 一般寄付受付業務
日赤分区分業務	後藤・赤塚 大久保	文書管理 社員管理 説明会企画・立案・実施	社費募集事務 社費管理業務	日赤事業企画・立案・実施 広報関係業務
共募分区分業務	後藤・赤塚 大久保	文書管理 募金管理 説明会企画・立案・実施	募金募集事務 各種募金業務	法人募金企画・立案・実施 広報関係業務
地域福祉推進業務	中山・後藤 池本	福祉まつり（一人だけの金婚式） 一日ふれあい交流会 ふれあいバスハイキング 小地域ネットワーク推進 地域福祉推進委員に関する事（研修会含）	地域福祉活動計画に関する事（R6 見直） 座談会に関する事 企画・立案・運営・支援・記録・報告 地域福祉推進懇談会Ⅰ・Ⅱ 発展・強化計画に関する事（R7 見直）	地域福祉推進委員会に関する事（年1回） ふれあいサロンに関する事 ファンドレイジングに関する事 成年後見・権利擁護センターに関する事 心配ごと相談に関する事（後藤）
地域福祉権利擁護事業業務	中山・後藤 池本	月25名の支援（不定期な要望有） 事業の普及啓発 金銭管理事務	契約者支援 連絡調整事務 定期、臨時在宅訪問	委託料請求事務 補助金請求事務 報告事務
民児協関係など	後藤・大久保	在宅介護者の集い（野ざら含） 各種福祉調査 一人親世帯、高齢者夫婦世帯、一人暮らし高齢者世帯、 重度身体障害者児者世帯、高齢化率	文書集簿管理 文書管理 民児協委員相談業務 民生委員互助共助事業事務 菊池郡市親と子の集い	民児協行事支援業務 委員連絡調整業務 民児協定例会関係 町内イベント祭り実行委員会（つっぴ・かいも）
ボランティアセンター業務	池本・中山	ボランティアセンターの運営に関する事 ボランティアの推進に関する事 ボランティア保険に関する事 食の自立支援事業担当者会議【府内】 ボランティア担当者会議（学校、施設等） ボランティア情報啓発に関する事 善意銀行に関する事 収集ボランティアに関する事 ボランティアへの対応 センター利用者の月報	ボランティアサービス関係（受給調整） 各種ボランティア団体及び個人の援助 ボランティア相談・支援・連絡調整関係 ボランティア交流会 社会福祉施設体験事業（感想文集含） 各種ボランティア養成講座 ボランティア推進セミナー 社会福祉功労者表彰	食の自立支援事業の利用者に関する事 利用者の欠席、安否の確認等 利用者とボランティアの連絡調整 新規、停止、中止時の連絡調整 （配達ルートの検討及び利用宅地図の準備） ボランティア日報の作成、確認、変更等 ボランティア連絡協議会に関する事【池本】 災害ボランティアセンターなどに関する事 【池本】
生活困窮者等自立相談支援事業業務	荒木・後藤	総合相談窓口 生活困窮者支援	自立支援相談窓口 プラン作成	支援調整会議 関係事務
生活福祉資金事務業務	荒木・後藤	事業の普及啓発 連絡調整	相談業務 貸付事務 ケース記録作成事務	借用・償還事務関係
福祉金庫事務業務	後藤・荒木	低所得者支援 連絡調整	相談業務 貸付事務 ケース記録作成事務	申請書事務処理 借用・償還事務関係
在宅福祉系事業				
居宅介護支援業務	管理者：荒木 荒木	居宅介護支援事業業務 約75名の利用者支援 居宅介護支援業務 約3名の資料者支援	調査、モニタリング、評価、連絡調整 ケアプラン・サービス提供表作成 福祉用具無料貸出事務（管理含む） 物品の貸し出し業務（車椅子等）	介護報酬請求事務関係（伝送含む） 出納事務
訪問系事業				
介護保険事業業務	管理者：松木 坂本・野口	訪問介護事業 約25名の利用者支援 総合事業 約12名の利用者支援	事前訪問、モニタリング、プラン作成 契約者支援、連絡調整、訪問者調整	介護報酬請求事務 出納事務 訪問介護計画作成
障がい者居宅介護業務	管理者：松木 野口・坂本	居宅介護事業 約17名の利用者支援 同行介護事業 約2名の利用者支援 行動援護事業 0 移動支援事業 約1名の利用者支援	事前訪問、モニタリング、プラン作成 契約者支援、連絡調整、訪問者調整	支援費請求事務 訪問介護計画作成 出納事務 委託料請求事務
高齢者ホームサポート業務 （旧生活管理指導員派遣事業業務）	野口・坂本	約8名の利用者支援 在宅自立の維持促進	事前訪問、モニタリング、プラン作成 契約者支援、連絡調整、訪問者調整	委託料請求事務 出納事務 訪問介護計画作成
通所系事業				
介護保険業務	管理者：松木 園田・玉代勢	通所介護事業 67名の支援 総合事業 11名の支援	送迎用配車手配、利用者支援	介護報酬請求事務 出納事務
はつらつ元気づくり事業業務	玉代勢・園田	113名の支援 介護予防の普及啓発 介護予防プログラム企画・立案・実施	送迎用配車手配、利用者支援	委託料請求事務 出納事務
食の自立支援事業業務	府内・玉代勢	86名の利用者支援 食の自立支援事業の利用者に関する事 利用者の欠席、安否の確認等 利用者とボランティアの連絡調整 新規、停止、中止時の連絡調整	配達ルートの検討及び利用宅地図の準備 ボランティア日報の作成、確認、変更等 会計日次処理関係ケア 会議への参加	委託料請求事務 出納事務 食の自立支援事業月報 ボランティアコーディネーターとの連携 月63名のボランティア調整
介護予防型ミニデイふれあい事業業務	池本・中山	月220名の支援 介護予防の普及啓発	事業の普及啓発並びに実施地区の増加 22実施地域支援	運営員、協力員支援 出納事務 委託事業報告委託料請求事務
センター管理業務	園田・玉代勢	月2,000名の支援 センター管理業務 センターの開館準備 センター利用者への対応 センター内（各部屋含）の整理整頓 休憩室などの清掃、整理整頓	センターの戸締り（戸締りチェック表参照） 整理整頓 事務所内の清掃 センター周辺の清掃 センター駐車場の清掃 センターゴミ出し 360日開館業務管理	浴室の清掃（毎週木曜日） 出納事務 入浴管理並びに入浴施設管理 空調関係設備管理 自販機裏の清掃、整理整頓 印刷室や給湯室2ヶ所の清掃整理整頓、点検 契約や修繕にかかわる事務
出向（地域包括支援センター）		主任介護支援専門員（竹中）	生活支援コーディネーター（井島）	社会福祉士（中山）

- 介護職員処遇改善研修：園田、荒木、野口
- 職員全体研修：府内、坂本、池本
- 衛生委員会：松木、大久保、玉代勢、坂本、中山、産業医(博美 Dr)
- 衛生管理者（第2種）：松木、大久保
- 防火管理者（甲種）：松木、園田
- 危険物取扱者（乙種4類）：松木、中山
- 安全運転管理者：松木、園田（副）
- 食品衛生責任者：松木、森
- 苦情解決責任者：松木
- 苦情受付担当者：大久保、池本、荒木、園田、野口
- ※ 第三者委員：齋藤 茂、野口秀次、金田新一
- 公印管理者：松木
- 通帳管理者：大久保
- 総括会計責任者：松木
- 地域福祉拠点区分会計責任者：大久保
- 介護保険拠点区分会計責任者：大久保
- 出納責任者：池本
- 契約担当者：大久保